

平成28年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

平成28年11月10日 開議

平成28年11月10日 散会

平成28年11月10日 (第1号)

平成28年島本町議会11月臨時会議会議録目次

第 1 号 (11月10日)

| | |
|---|----|
| ○出席議員 | 1 |
| ○議事日程 | 2 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務 の委託に関する協議について | 3 |
| ○散会の宣告 | 27 |
| ※付議事件の議決結果 | 30 |

島本町議会 11月臨時会議 会議録（第1号）

年 月 日 平成28年11月10日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 平井 均 | 2番 | 関 重勝 | 3番 | 外村 敏一 |
| 4番 | 田中 修 | 5番 | 村上 毅 | 6番 | 清水 貞治 |
| 7番 | 岡田 初恵 | 8番 | 川嶋 玲子 | 9番 | 戸田 靖子 |
| 10番 | 平野 かおる | 11番 | 伊集院 春美 | 12番 | 野村 行良 |
| 13番 | 河野 恵子 | 14番 | 佐藤 和子 | | |

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 川口 裕 | 教 育 長 | 岡本 克己 | 総 合 政 策 長 | 由 岐 英 |
| 総 務 部 長 | 柴山 則文 | 健 康 福 祉 長 | 岡本 泰三 | 都 市 創 造 長 | 名 越 誠 治 |
| 上 下 水 道 部 長 | 水木 正也 | 消 防 長 | 近藤 治彦 | 教 育 こ ど も 部 長 | 北 河 浩 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 永 田 暢 | 総 合 政 策 部 長 次 | 吉 川 展 彦 | 都 市 創 造 部 長 次 | 安 藤 謙 吾 |
| 都 市 創 造 部 環 境 課 係 長 | 吉 田 夏 樹 | | | | |

本会議の書記は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|---------|-----|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 妹 藤 博 美 | 書 記 | 村 田 健 一 | 書 記 | 小 東 義 明 |
|---------|---------|-----|---------|-----|---------|

議事日程第1号

平成28年11月10日（木）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務
の委託に関する協議について

(午前 10 時 00 分 開議)

伊集院議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。議案審議のため、「地方自治法」第 102 条の 2 第 7 項及び会議規則第 10 条第 3 項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより平成 28 年島本町議会 11 月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番 外村議員及び 9 番 戸田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第 2、第 70 号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長 (登壇) おはようございます。それでは、第 70 号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、効率的な業務運営を図るため、高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、議会の議決を求めるとでございます。

まず、今回、ご提案申し上げます事務の委託に至った経緯でございます。

本町におきましては、町域内でのし尿処理施設の設置に向け事務を進めてまいりましたが、厳しい行財政運営を強いられる見通しの中、方針を再考する必要があるとの結論に至り、平成 27 年 11 月 10 日、高槻市長に対して再協議の申し入れを行いました。その後、高槻市・島本町広域行政勉強会及び事業連携ワーキンググループにおいて広域連携にかかる検討を行い、報告書をまとめました。本町といたしましては、高槻市との検討結果及び町独自の検証も踏まえ、平成 28 年 7 月 26 日に、高槻市長へ事務の委託にかかる申し入れを行いました。

今回、本町が高槻市にし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務を委託するため、規約の内容について、「地方自治法」第 252 条の 14 の規定に基づき、提案をさせていただくものでございます。

なお、高槻市におかれましても、今月の30日に開会されます高槻市議会12月定例会におきまして、事務の委託についての議案が提案される予定でございます。

それでは、規約案の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の70の3ページをお開き願います。

本規約の構成といたしましては、全9条となっております。

まず、第1条（委託事務の範囲）でございます。

町は、「し尿及び浄化槽汚泥処理（収集及び運搬並びに手数料の徴収を除く。）に関する事務の管理及び執行」を、高槻市に委託することを規定しております。

次に、第2条（管理及び執行の方法）でございます。

「委託事務の管理及び執行については、高槻市の条例、規則その他の規程等」に定めるところによるもの、と規定しております。

次に、第3条（経費の負担）でございます。

「委託事務の管理及び執行に要する経費は、島本町の負担」とし、「特に必要があると認められる経費の負担については、高槻市長と島本町長が協議して定める。」と規定しております。

また、第2項では「前項の規定により島本町が負担する経費の額、支払の時期及び支払の方法は、高槻市長と島本町長が協議をして定める。」と、規定しております。

具体的には、まず初期経費につきましては、事務の委託により環境整備が必要になる場合は、本町が負担いたします。運営経費につきましては、高槻市の処理施設である高槻クリーンセンター分室の運営にかかる経費を、両市町のし尿処理量で按分するものでございます。また、施設費につきましては、高槻クリーンセンター分室の施設を本町のし尿処理に使用することから、処理に要する建物及びその建築面積の土地に対し、両市町のし尿処理量の割合に応じた施設の使用料相当額を本町が負担するものでございます。

なお、これらの内容につきましては、別途、経費負担にかかる協定書を定める予定でございます。

次に、第4条（予算への計上）でございます。

「高槻市長及び島本町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出」について、「毎年度、それぞれの市町の一般会計歳入歳出予算に計上するもの」と規定しております。

次に、70の4ページをお開き願います。

第5条（決算の場合の措置）でございます。

高槻市長が、「地方自治法」第233条第6項の規定に基づき、決算の要領を公表された際に、「速やかに当該決算の委託事務に関する部分を島本町長に通知するもの」と規定しております。

次に、第6条（管理及び執行の状況の報告）でございます。

高槻市長が、「毎年度終了後、速やかに委託事務の管理及び執行」に関する「報告書等を作成し、島本町長に提出するものと規定しております。

次に、第7条（連絡会議）でございます。

「委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くもの」と規定しております。

次に、第8条（条例等の制定改廃の場合の措置）でございます。

第1項及び第2項で、「委託事務の管理及び執行に関し適用される」条例等の制定改廃が見込まれる場合、あるいは実際に制定改廃があった場合の、高槻市長から島本町長への通知義務を定めるものでございます。

また、第3項では、第2項の規定に基づく高槻市長からの通知が「条例又は規則に関するもの」であった場合の、島本町長の公表義務を規定しております。

次に、70の5ページをお開き願います。

第9条（その他）でございます。

「この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、高槻市長と島本町長が協議して定める。」ことと規定しております。

最後に、附則といたしまして、第1項では施行日を平成29年4月1日とすることを、第2項では「委託事務の全部又は一部を廃止する場合」の定めを規定しております。また、第3項では、「高槻市東上牧に所在する島本町衛生化学処理場に係る跡地利用の方針について高槻市長と協議するとともに、この規約の施行後速やかに施設を撤去し、跡地を整地するもの」と規定しております。続きまして第4項では、前項に規定する撤去及び整地が完了した後、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条第1号に基づき、「跡地を高槻市に譲与するものとする」と規定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 おはようございます。第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、私・戸田より質問させていただきます。

まず、お示しいただいた高槻市への事務委託に関する規約に沿って、3点、確認させていただきます。

第3条に、経費の負担について書かれています。「委託事務の管理及び執行に関する経費」については、すでに本町7月21日の議員全員協議会において各議員が見解を述べ、一定の合意形成を図るプロセスを経て今日に至っていることから、その詳細については、ここで詳しく質疑するという事は避けようと思っています。概ね、私としては疑義がございません。

しかしながら、3条に経費の負担に関わって、ただし書きがございます。「特に必要

があると認める経費の負担」について、「高槻市長と島本町長が協議して定める。」とありますが、「特に必要があると認める経費」とは、どのようなものを想定して、このような記述をされていますか。可能な限り、具体的にお示してください。

次に、第6条に「高槻市長は、毎年度終了後、速やかに委託事務の管理及び執行に関し、報告書等を作成し、島本町長に提出するものとする。」とあります。報告書の内容は、どのようになりますか。概要をお示してください。例えば、月例ごとに搬入量、処理量を把握してこそ、傾向と対策が把握できるのではないかと。数値から見えてくるトラブルというものもございます。あるいは、通常と異なる不適切な搬入が万が一にも行われた場合、数字の変化によって気づく可能性があるものですが、月々の報告書がなければ、そのようなことを発見することを阻んでしまいます。

収集、運搬、搬入、処理の流れの管理監督義務までも委託することによって、島本町側が自らの責任を曖昧にしてしまわないためにも、この報告書のあり方は大変重要だと思っております。年度終了後の報告書の提出では不十分ではありませんか、と危惧する意味で、島本町の見解を問います。

次に、附則にある島本町衛生化学処理場の撤去と跡地の整地についてです。すでに私、全員協議会でも発言いたしました。この跡地の提供については全く疑義がございません。それについて、その以前に、まず解体撤去をしなければならぬ。どのような事務事業、工事が必要か。超概算で約3億円の経費を要するとの見込みでしたが、その内容の簡単な説明を求めます。

また、すでに土壌汚染調査を行い、その結果、汚染はなかったと報告を受けています。すでに高槻市にも報告されています。しかしながら施設は今現在、調査後も稼働しているのであって、更地にして整地して譲り渡すという段階で、再びの土壌汚染があるのではないかと心配がございます。再度の調査は行われぬと認識しておりますが、その根拠は何でしょうか。土壌汚染がないという根拠をお示してください。

次に、広報しまもと9月号において、島本町の住民に対しては、し尿処理事務の委託を町の衛生化学処理場の撤去に向け取り組みを進めているとして、現衛生化学処理場を高槻市東上牧に建設するに至った経緯までに遡って、丁寧に説明されています。本年7月26日、事務委託の正式依頼に至るまでの経緯を住民に向けて示しておられます。これについて、島本町の住民から何か問い合わせや意見が寄せられていますか。確認しておきます。

次に、お示しいただいた資料人びとの2「高槻市・島本町広域行政勉強会事務連携ワーキングの議事概要」によりますと、毎回、オブザーバーとして大阪府の市町村課からの参画がございました。両市町の主体性を尊重して、第三者的な立場で関わっていただいたのでしょうか。それとも、大阪発地方分権改革を着実に推進するものとして、積極的に自主的な合併などに向けた助言があったのか。助言、意見、その他の規約案へのア

るところでございます。

以上でございます。

戸田議員 「特に必要があると認める経費の負担」について、問いました。なぜならば、し尿処理施設の老朽化は本町並びに高槻市だけの問題ではなくて、日本全国的な問題であり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が平成22年の3月に『し尿処理広域化マニュアル』というものを策定しておられます。そこには、老朽化に伴う機能の低下のみならず、大きな災害に対しての懸念等も書かれています。最近、地震が多くなっています。そういったときに突発的な事情により、災害等により大きな修繕が必要になったとき、必ず島本町の負担が必要になる、また負担するべきであるという意味で、この記述は大変重要だと思っています。

さらに、報告書については先ほども申しましたが、委託することによって、島本町の責任が曖昧にならないように、きっちりと責任を持って、継続して、し尿処理のことに島本町の職員が関わっていくと。

さらには、一番大事なのは、現在の施設の撤去解体、それから土壤汚染に関わる事務処理です。これについては、職員が集中して働けるような環境をしっかりと島本町として整え、責任を持って高槻市に譲与ができる環境を整えていかなければならないと思っています。

大阪府の関与については、あくまでも第三者的アドバイザーとしての立場で助言、意見等をいただいたということが確認できました。このワーキングの使命、目的は事務レベルの報告書の作成であったので、この報告書は大変素晴らしいものだったと私は思っています。

しかしながら、平成27年11月19日、高槻市長名でいただいた「改めて高槻市・島本町広域行政勉強会において協議検討させていただきます」という再協議についての回答には、「自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携の推進等」という文言がございます。これは「自主的な市町村合併」という文言があるわけですが、これは選択肢として存在すると例示的に書かれているものであり、このたびのし尿処理の事務委託に関わる協議は、あくまでも事務連携の協議として再開され、そのスタンスで進められてきたものと私は認識しています。この認識に間違いがないか、ここで改めて確認しておきたいと思います。

次に、地元自治会、住民の理解と協力に対する配慮について問います。

高槻市クリーンセンター分室のある地元の住民意見に考慮した環境対策が必要な折りには、島本町が誠意を持って対応する、ここが、この問題の最も要だと私は考えております。高槻市と足並みを揃えて、つまり、高槻市さんの方針に沿って、しかるべき説明責任を島本町が果たしているでしょうか。状況と、見解を問います。

もう一つは、財政の問題です。

広域化を目指す事務委託を本町において可決することができ、高槻市においてもご可決いただき、この事務委託が成就した場合、その折りに想定できる府の補助金につき、私たち人びとの新しい歩みで資料請求させていただきました。お示しいただいた資料を拝見いたしました。広域連携に向けた大きな取り組みになると思うのですが、町の市町村振興補助金に値するとして、これを申請されますか。高槻市と足並みを揃えて申請すれば交付が期待できると考えていますが、町の見解を問います。

総合政策部長 それでは、数点、ご答弁させていただきます。

まず、今回のし尿処理事務委託の協議について合併の議論、というようなことをごさいますけれども、今回のし尿処理事務の委託につきましても、過去の議会等におきましてもご答弁申し上げてきたとおりでございますが、広域連携の一環として実施するものとして協議・検討を行ってきたものでございます。

それから、高槻市のクリーンセンター分室の地元の皆様方へのご説明の状況等でございますけれども、8月の初旬に高槻市の関係職員の方々が、高槻クリーンセンター分室の地元の連合自治会長等と会われ、本町との協議状況や事務を受け入れた場合の地元への影響等についてご説明をされ、大筋、了承をいただいたというふうに伺っております。その後、連合自治会長等から単位自治会長にご説明をいただき、また10月初旬には高槻市及び本町の関係職員が連合自治会長等にお会いし、ご説明をさせていただくとともに、連合自治会及び単位自治会に対しまして、両市町連名による文書をお渡しをしている状況でございます。

自治会への説明につきましては、今後におきましても高槻市との協議により、必要に応じて本町も出向き丁寧に対応していく必要があると、このように考えております。

以上でございます。

総務部長 大阪府の市町村振興補助金に対するお尋ねでございます。

資料請求をいただきました人3のほうでございますが、表の面の下のほうに市町村ごとの交付限度額の算定ということがございまして、どういうものに対して市町村振興補助金が交付されるかという部分の取り組み事例がございまして、この中の3の(1)の①のウ、「市町村間の広域連携に向けた取り組み」に値するというところで申請を予定しております。申請にあたりましては事前に計画書というのを出しまして、来年の3月ですけども、内示がありまして、その内示の額で申請をするというふうな手続きを取ります。

以上でございます。

戸田議員 大阪府の補助金に関しては、申請されるということ、確認できました。

高槻市クリーンセンター分室のある地元自治会周辺の皆様への対応です。これについては、島本町が単独で高槻市さんの方針を超えて何かをするということは考えがたいことですので、高槻市さんの方針に沿って、足並みを揃えてと思っています。

ただし、島本町域内で施設を設置した場合、新設した場合は、必ず周辺の環境整備が

必要なわけですから、これについては応分の負担を高槻市で行うというのは非常に合理的なことであり、理にかなっていることであり、これについては経費の面も含めて、島本町が誠意を持って対応するべきであると私は考えています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、跡地の整理についても非常に必要であると言ひました。土壤汚染については草刈り機のベンゼン、燃料のベンゼンが課題であったということで、その燃料の保管は、もう別のところでされているというふうには認識していますので、高槻市に譲与をさせていただく段階では土壤汚染の心配はないというふうには私も理解しているところですから……（「理解しているなら質問するな」「意見やろ」と呼ぶ者あり）……。

伊集院議長 質問を、よろしくお願ひします。

戸田議員 ちょっと不適切な発言があつて、意識が集中できなくなつてしまひましたが、お示しいただいた人4です。これについては「島本町のし尿事務の受け入れについて」ということで、高槻市長、島本町長連名で自治会長に文書を提出しておられます。運搬ルートについて「十三高槻線を通行し、唐崎西交差点から進入する予定のため、住宅街は通行いたしません」と書かれています。このことの意味を、もう少し詳しくお示してください。受け入れていただくということは、バキュームカーが通ることです、島本町の。その意味で、この搬入ルートについて、こう書かれた意図をお示しいただきたいと思ひます。

最後の質問になりますので申し上げますが、これまで全員協議会での説明、それから議員の意見表明をする場、一定の合意形成のプロセスを踏み、島本町としては私たち議会に丁寧な対応をしていただきました……。

伊集院議長 質問をお願ひいたします。

戸田議員 様々な意見交換もさせていただきました。議場ではわからないことを質問するのではなくて、調査・研究により、わかつたことを質問するというふうには私は思ひますので、先ほど、わかつていることを……。

伊集院議長 質問をお願ひします。会議規則に則つてください。

戸田議員 質問するものではないというような不規則発言がありましたけれども、ご丁寧な答弁を、改めて議場でお願ひしたいと思ひます。

以上です。

伊集院議長 第54条3項に、「質問に当たつては、自己の意見を述べることができない」と会議規則に載つておりますので、その点、よろしくお願ひいたします。

（「事前でわかつていて」「住民にはわからない」と呼ぶ者あり）

都市創造部長 両市町名で自治会長に提出させていただきました受け入れについての文書に書かれておりますルートについてのご質問でございます。あくまでも地元の自治会の皆様へのご報告といひますか、という内容になっておりまして、その中でポイントと

なりますのは「唐崎西交差点から進入」ということで、あくまでも住宅街、住宅地の中は通りません、という旨のお知らせでございます。

なお、島本町内から唐崎までの詳細なルートについては、今後、高槻市と協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 この規約案の4条、5条、6条に関連して、高槻市と島本町との間での島本町の公金の支出の流れと、それから議会への報告、これがどの時点でどういうふうになされるのか。そのことを教えていただきたい。もう一度、説明をしていただきたい、そういうふうに思います。よろしくをお願いします。

総務部長 4条の関係でございますが、公金の流れということでございますが、最終的には予算に計上させていただく、委託料として計上させていただいて、公金の支出をして、その支出に対して当然添付書類がございますが、最終的には決算という形で、また決算認定を受けるというふうな通常の公金の支出には変わりはありません。

以上でございます。

佐藤議員 流れとしては、そういうことなんだと。それは理解をいたします。ただ、今回、パスポートに続いて高槻市に事務を委託するということなんですけれども、先ほど戸田議員の質問でもありました報告書、これが出てくると思うんですね。その報告書によって、島本町としての、その処理が適切なかどうかというんですかね、その公金の支出についても、ここでチェックができるんだというふうにも思うんです。支出についてとも言いか、その支出が適正かどうかについてもチェックができるんだというふうに思うのです。

パスポートと違って、このし尿処理については、今まで町内でやっていたこと、これが高槻市に移るので、今までの支出と、これからの支出の差、これも見ることもできるのだというふうに思うのです。そういう意味でも、議会にどの時点で、どういう数字を示していただけるのか。このことも、ちょっと明らかにしておいていただきたいなというふうに思うのですが。

総務部長 最終的には、通常の前算を組んで決算という形で、何ら変わりはないわけですが、当然、決算の前には監査委員の監査に付するという形で、それを経て、皆さんの決算認定で、ご質問にお答えするというふうな通常のパターンにしかならないというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 公金の流れということで、そういうことだということはよくわかります。そのことは、よく理解したうえで、疑義を唱えているわけではなくって、もうちょっと間で、どのような形を取って、具体的に議会に示してくださるのかということだけが知りたかったということなのですが、そういう機会はないという、先ほど6条で報告書の点、戸

田さんもおっしゃいました。そういう提示があるのかないのか、その点が訊きたいというか、具体的にになるとそういうことになると思うのですが、それだけのことをお訊きしたいということです。

総務部長 6条のほうに確かに報告書、高槻市さんから報告書をいただく形になりますので、決算の折りには、何らかの形でその報告書をお示しできるように工夫をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

平野議員 「高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議」について、質疑をいたします。

改めまして、私が議員になってから——2001年でしたけれど、2002年以降、このし尿処理の問題については、長きにわたり島本町の課題でありました。そういう意味におきましては、今日の規約案の提案につきましては非常に感慨深いものもありますし、島本町、そして高槻市のご努力ということにつきましては、本当に感謝申し上げたいという気持ちもありますが、それも踏まえまして、改めて質問いたします。

先ほど戸田議員のほうから、2010年3月に環境省が出しました『し尿処理広域化マニュアル』というのが紹介されました。国としても、し尿処理の広域化というのを推進しているということです。私たちも、原則的には、し尿処理の広域化というのは、特にこういった島本町のように小さな自治体にとっては重要な方策だというふうに思っているということは、これまでもお伝えしたところです。

特に、し尿処理の広域化に期待される項目としては、いわゆる公共事業の効率化、コスト縮減ということもありますが、もう一つ、大きな柱としては環境保全対策に関わると。特に温室効果ガスの排出の量の削減、地球温暖化対策に貢献できるということが述べられておりますけれど、この間、こういったことについてはあまり触れられておりませんでしたので、やっぱり島本町としては、この広域化を進めるということは地球温暖化対策、環境保全対策に繋がるんだということを、きちんと認識していただきたいというふうに思いますので、その点について、お答え、お願いします。確認の意味で、お訊きします。

伊集院議長 議案についての質疑を、よろしくお願いします。

平野議員 はい。それから、広域連携は連携する相手側の立場や状況を十分に理解したうえで、相互の信頼関係のもとに、双方の利益を生み出すものでなければ実現は困難と、前乾副町長はおっしゃっておりました。もちろん川口町長も、お互いのウイン・ウインの関係でなければ、なかなか実現は難しいということもおっしゃっておりましたので、今回、こういった形で規約案が提出されるにあたっては、高槻市・島本町が、この協議が成立すれば、当然、ウイン・ウインの形で関係が進む、関係があったからこそ進んできたし、またこれからも進むというふうに確認していいのでしょうか。ご答弁いただき

たいと思います。

それから、このし尿処理問題につきましては、2009年、合併議論を前提とするし尿処理の事務委託交渉というのがありました。これは当時の議長が、私たち議員にも一切知らせずに、そういった交渉を高槻市と行ったということで、全町的な議論になりました。し尿処理問題と合併問題をリンクするののかということで、大きな問題になったかというふうに思っております。

先日、7月21日に全員協議会があり、このし尿処理の事務委託についてご報告がありました。そのときに私は、最後に川口町長に確認させていただいております。今回、高槻市に出される依頼文書には、「合併議論」という文言は入っていないのですか、ということをお訊きしております。あくまでも事務の連携ということですか、とお訊きしました。川口町長も、その点については、今回の事務委託については合併の議論とは別で進めてきたということで、はっきりとお答えはいただいているんですけど、議員全員協議会でありますし、やはり正式な本会議において、川口町長のお言葉で、このことをお聞きしたいと思います……（「意見じゃないか」と呼ぶ者あり）……。

伊集院議長 議案内での質疑、よろしくお願いたしますね。

平野議員 はい。それから、具体的にお尋ねいたします。

当然、島本町のし尿処理を高槻市に事務委託するということにつきましてはね、本当に高槻市の市民の皆さん、特に施設の地元の皆さんの合意形成が図られているかということが一番大きな問題だというふうに思いますが、高槻市側の合意形成は図られているというふうに島本町としては認識されているのですか。その点をお聞かせください。

また、島本町住民への説明責任は十分果たされているというふうにお考えでしょうか。先ほど9月の広報に一部情報提供なされたことがご紹介ありましたが、このことで十分であったと。特に町有地の無償譲渡、町有財産の3億1,600万円の鑑定評価額が出ておりますけど、町有財産の無償譲渡に関わることでですけど、この点については十分な説明が果たせていますでしょうか。

それから、経費負担に関わることです。先ほどの第3条1項のただし書きのところで「特に必要があると認める経費の負担」については、高槻市長と島本町長が協議して定めるということがありました。特に事務委託に関わる環境整備費が必要になる場合は、その経費は島本町が負担するというようになっております。今の段階で、環境整備費というのが高槻市から求められていますでしょうか。

それから、今回の事務委託に関しましては、「収集運搬並びに手数料徴収を除く」ということですね。ですから、収集運搬体制は町直営で行うということになるかと思うんですけど、この手数料に関しては、特に変更はありませんでしょうか。事務委託に関してありませんでしょうか。また、島本町における、いわゆる法令的なものの改正とかは、特に必要がないというふうに認識してよろしいでしょうか。

以上、質問、よろしくお願いします。

川口町長 まず、私のほうからご答弁をさせていただきます。

全員協議会での発言と議会での発言、重みに変わるものはございません。繰り返しますが、今回のし尿の事務の委託についての協議につきましては、合併の議論とは全くかけ離れたところで議論を進めていったということでございます。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、まず1点目にございました国の『広域化マニュアル』に記載されています環境への影響の軽減についてでございます。基本的には、この事務委託については施設運営上の課題解決及び経費節減を主眼に検討してきておるところではございますが、副次的には施設運営にかかるエネルギー使用の軽減という側面もあるということについては、十分認識しているところでございます。

続きまして、最後、ご質問にございました手数料についてでございます。広域処理による経費の削減については、行政全体でかかっているコストを減らすことを目的としておりまして、今回のようにし尿処理費にかかるコストが削減できたからといって、その分のみの手数料を下げるものではないと考えているところでございます。ということで、現時点においては手数料についてはそのままということで、ご理解賜りたく存じます。

また、今回の事務委託にかかって町の法令等の改正があるのか、というお尋ねでございますが、現時点ではないという認識でございます。

私のほうからは、以上でございます。

総合政策部長 まず、広域連携についてはウイン・ウインの関係でという部分のお尋ねでございますが、本年の7月にお示しをさせていただきました広域行政勉強会の報告書では、両市町のし尿処理事務を高槻市の施設に集約化し共同処理をすることで、両市町が直営で処理する場合に比べ運転管理費を節減できること、それから町の施設が抱える課題解決に繋がるとともに、高槻市の施設でも将来的に必要となる更新にあたり、両市町の負担で整備を行うことが可能となることから、両市町が単独で整備する場合に比べ経費節減効果が期待できる、こういったことも書かせていただいております。こういうことから、両市町に効果が見込まれるものと認識をいたしております。

それから、高槻のクリーンセンター分室の地元の皆様方への説明の町の認識という部分でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、これまで高槻市からの説明、そして双方での説明、文書の配布、そういったことをさせていただいているところでございますが、今後におきましても、自治会への説明につきましては高槻市と十分協議をさせていただきます、必要に応じて本町も出向いて丁寧に対応していく必要がある、このように考えているところでございます。

それから、本町の住民への説明についてでございますが、本町の住民の皆さんへの説明については、本年の9月号の広報で、衛生化学処理場が建設された当時の経過、そし

て今回の再協議以来以降の状況、そして広域行政勉強会での報告書の内容、本町独自の検証、正式依頼を行ったこと、事務委託が実現すれば、跡地の利用方針を高槻市と協議させていただき公共の福祉に役立てていただくため取り組むこと、こういったことを掲載をさせていただいております。また、町のホームページには、再協議依頼書以降の公文書、それから勉強会の報告書、町独自の検証資料、こういったものを詳細に掲載させていただいており、跡地譲与についても、その中でお示しをさせていただいているところでございます。今後におきましても、広報、ホームページにより、住民の皆さん方には適切な時期に、適切な周知に努めてまいりたいと考えております。

それから、現時点で環境整備費の要望があるかないかというお尋ねでございますが、現時点で要望はいただいております。

以上でございます。

平野議員 1回目の質問に対するご答弁、丁寧にお答えいただいたと思いますので、再質問については、それほどたくさんあるわけじゃありませんが、環境整備費については、どの段階までというんですか、時限性というんですかね。つまり、し尿処理の4月からスタートするわけですけれども、4月からスタートするまでに求められた費用を環境整備費として島本町はお支払いすることになるのですか。その辺が、ちょっと曖昧かなというふうにも思っているんですね。ちょっと協定書の内容が、まだ明文化されているわけではありませんので、その辺の細かいことまでわかりませんので、そこについてお訊きしたいと思います。

それから、先ほど公金の支出のことで質問もありましたね、他の議員から。私もちょっとこれ、よくわからないですけど、委託料の予算計上があるということで、最終的には実績に基づいて実績払いということになるのかなというふうに思っているんですけど、支払いの方法としては、どのような方法をご検討されていますでしょうか。支払いの時期、支払いの方法というのについては、具体的には——今、もちろん答弁できる段階で結構でございます。わからない、まだ決められていないということであれば、それで結構ですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか、ということですよ。

それからも住民への説明、特に町有財産の譲渡ということについては、町広報とホームページでお伝えしたということですね。ちょっと広報ではね、わかりにくい表現だったのですね。なかなかホームページをしてみる方も少ないかと思いましたので、その点については、今後も何らかの形で広報は必要かというふうに思っております。今後、協議が成立した場合には、改めてそのところは、もうちょっと詳しく書いていただかないといけないのではないかなというふうに、譲渡するということを明確に書かないといけないのではないかなと思っておりますけど、その点、いかがでしょうか。

それから、川口町長のほうでご答弁いただきました。あくまでも今回の協議は合併議論とかけ離れたところで協議したものです、ということで、表現は、こういう表現なの

かなというふうには思っていますけども、私は合併を選択しないためにも広域連携が必要だというふうには思っていますのでね。そこのところは、その辺は川口町長と同じ意見かなというふうには思っております、はい……（「意見はいい」と呼ぶ者あり）……。特に再質問はしません。

その二つについて、お訊きします。

伊集院議長 規約案に対しての質疑をお願いいたします。

総合政策部長 環境整備の時限性についてのお尋ねでございますが、今回のし尿処理事務の委託により環境整備が必要になった場合には、その経費は本町が負担する、こういうことにいたしております。具体的な期限をこの場で明確にお示しすることはできませんが、環境整備費といいますのは、初期経費という名目でございますので、事務の委託の開始に伴って、という趣旨に合致する経費である必要がある、このように認識をしているところでございます。

それから、住民への説明の再度のお尋ねでございますけれども、住民の皆さんには、今後におきましても広報、ホームページにより、適切な時期に、適切な周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 委託料についての支払いの時期と方法についてのお尋ねでございます。一般的には、毎月であったり四半期、半年にいったん、年1回とかいう支払いの方法があるかと思いますが、現時点におきましては、まだ具体的にお示しできる状況ではございません。今後も高槻市と調整する中で決めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 具体的には、協定書を両市町で協議されるときに具体的に盛り込まれると、支払いの方法とかは、ということで了解しました。

最終的には、高槻市の地元の皆さんがいかに理解していただけるか、協力していただけるかということに、どれだけ両市町が、特に島本町が配慮していかなければならないというふうには思っております。

一番最初に紹介しました『し尿処理広域化マニュアル』の中にも、これは住民の理解と協力に対する配慮が必要ということが書かれております。住民との合意形成を得るためには、住民説明会等の実施、環境アセスメントにおける意見提出機会の付与、住民意見を反映させる手続きを実施するというようなこと。また、「収集運搬時の環境対策及び交通安全対策に配慮するとともに、広域処理施設での環境対策及びアメニティ性の向上にも配慮する」というふうに書かれておりますので、こういったことに基づいて、両市町が住民の皆さんへの合意形成を図られるということにご努力していただきたいというふうに思いますけど、改めて島本町の姿勢を聞きたいと思います。

総合政策部次長 先ほど部長からご答弁を申し上げましたとおり、今回、新たに町のし尿

処理を受け入れていただく、特に地元周辺の皆様方に、この趣旨についてご理解、ご協力いただけますように、町としても高槻市と足並みを揃えまして、十分誠意を持って努力をしてみたい、このように考えております。

以上でございます。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 58 分～午前 11 時 10 分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

河野議員 第 70 号議案に対し、質疑をいたします。

この点については、もう過去の町議会、全員協議会などで様々質疑をしておりましたので、その点については重ねませんが、規約において、附則のまず 1 項ですね、「この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。」というふうに示されています。その時期をもって島本町衛生化学処理場の処理を終結に至らせるということになりますが、2017 年度のし尿処理事務として、この時点でのし尿処理事務として、島本町が委託業務として契約を締結してきました運転管理、乾燥灰運搬、乾燥灰処分、収集運搬と、4 種類、業務を委託してこられたというふうに思いますが、間違いはないのかということ、まず 1 点、確認いたします。

その中で、この規約に基づいて協定が締結され、高槻市において島本のし尿処理を受託していただくことにおいて、この廃止される業務としては運転管理、乾燥灰運搬、乾燥灰処分であるということ、継続される委託業務としては収集運搬業務だというふうに認識していますが、間違いはありませんか。答弁を求めます。

また、先ほど何度も質疑があったと思います。この附則の 4 項にあたる「島本町は、前項に規定する撤去及び整地が完了した後、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 3 条第 1 号の規定に基づき、跡地を高槻市に譲与するものとする。」ということですが、この点が、やはり全戸配付で、インターネットの環境のない住民の方でも読める広報には、ここまでの説明には至っておられませんでしたので、こういった規約が本日付けで提案をされているということが津々浦々まで伝わっているかということ、私自身はその点はまだ不十分であるというふうに思っております。

もちろん、この点について、譲与するという点について、長年、東上牧の場所で島本町の衛生化学処理場がし尿処理をしてきたということについて、早期の撤退の時期を決めると、そして跡地の譲与についても考えてはどうかと言った私たち会派も当事者ですので、このことをやはり十分に住民に認識していただく必要があるということと、そのことの重み、公共の用に供するときということ、この跡地を譲与すること、この間の交渉の重みというものも、やはり住民全体に認識していただく必要があるというふうに思います。

先ほど、ウイン・ウインというような言葉がやりとりありましたけども、そういう横文字で済まないというんですかね、重みというんですかね、今回の受託に至る経過と、この跡地譲与がなぜなのかということについては、やはり広報にはしっかりと明記すべきですし、私たちとしましては、高槻市・島本町広域行政勉強会については、過去何度か、中間報告や報告会をしてこられています。川口町長のほうでしていただいております。その一つの節目になったということでは、中間報告以降の説明会の延長線上として、住民に対する報告会をするべきではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

あともう1点は、町長におかれましては、川口町長においては、このし尿処理の高槻市への受託への要望行動においては、発端のところから関わってこられたという意味では、ここに至るまでの高槻市議会、高槻市の執行部をはじめ地方分権特別委員会で種々指摘をされてきた島本町の広域行政の協議の取り組み方、特別委員会会議録などを通じて、その辺りについては十分に把握しておられますでしょうか。

また、近隣住民や、島本町議会の合意を得る方法や姿勢について、過去のこの7～8年間の中では、一定、不適切なこともあったのではないかと。また、高槻市に信頼を得るために支障になった点なども、振り返ればあったように思います。この点について、今回の規約に至った今の時点で、導き出しておられる教訓があると思っておりますが、その点について、やはりお示しいただきたい。答弁を求めます。

都市創造部長 私のほうから、まず、1点目のご質問について、お答えさせていただきます。

まず、4月以降の委託業務についての件でございますけれども、本年度の3月31日までには、町内で収集しましたし尿等については衛生化学処理場のほうで処理をいたします。このことから、4月1日をもって直ちに衛生化学処理場の運転を止めるというわけにはいきませんので、そういった意味からは、運転管理ですとか乾燥灰等の運搬とか、そういったものの業務については、何ヵ月かは残るような形になってまいります。ただし、年間で引き続き残る業務については、当然、収集運搬は引き続き行う必要がありますので残りますが、それ以外については、ある時期をもって終了という形にはなってまいります。これらにつきましては、当然、今後、調整の中で業者等とも話をしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川口町長 高槻市議会での委員会での議事録は目を通しておりますが、すべてを確実に、100%と言われたら、目を通していない部分もあるかと思っておりますが、私的には目を通しておるつもりでございます。

それと、このし尿の処理施設は、私が議員になる前から島本町の大きな課題でございました。もう20年以上にわたって、島本町はこの大きな課題を抱えてまいりました。私、

議員になってからも広域行政の必要性というふうなことを申し上げておりましたし、町長になってからも、小さな自治体にとって広域行政の必要性というのは様々な場面で主張してまいりました。今日、やっと、その規約案を提案させていただくに至ったということには、私自身も感慨深いものがございます。

今、この場から、その20年以上前を振り返ったら、もっと直線的に、近い道があったのかもわかりませんが、この20年以上にわたって、その都度、様々な可能性があれば、その可能性を追い求めて行動してきた、そんな思いがございます。それが結果、うまくいかなかったこともたくさんありましたけども、今やっと、今日を迎えることができたということは、高槻市の行政の皆さんはじめ関係者の皆さんへの大きな感謝でいっぱいでございます。

まだ、この後、12月に高槻市議会でまた議案として上程されるというふうなことを聞いておりますので、島本町の議会でも議決されますのはこの後でございますので、ただ、今の段階で、今日、臨時議会を開いていただいて提案させていただいたということにつきましては、大変うれしく思っているところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 本町の住民の皆さんへの説明でございます。これまでの住民の皆さんへの説明については、先ほど来申し上げておりますような方法でご説明をさせていただいてきたところでございます。これにつきましては、今後におきましても広報、あるいはホームページなどによりまして、適切な時期に、適切な周知に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

河野議員 町長のほうから答弁をいただきましたので、詳細については、まだまだ今後、手続き等ありますし、議員としても、こういった小規模自治体における町議会の議員としては、やはりこういった交渉事、他団体への物事を頼むときのスタートラインの立ち方などについては、今後、議会全体としても検証していかないといけないというふうに思っておりますが、これ以上は述べません。

先ほど衛生化学処理場が、規約としては、来年度4月1日をもって高槻市に三つの業務と処理の業務を委託をするということですが、このあたり、まだ最後の収集・処理をするまでの業務を収束するまでに一定期間があるということについては、十分に高槻市を通じて周辺住民の皆さんにも報告、説明をしておく必要があるなというふうに思っております。その点については、求めておきます。

また、運転・乾燥灰運搬・乾燥灰処分については、そうは言いましても、島本町でも長年、この業務を担っていただいた委託業者については、来年度近いうちをもって、この業務の契約を終わるということになることについては、委託業者及び委託労働者には十分に説明は行き届いているのかということについて、説明を求めます。

都市創造部次長 まず、1点目の衛生化学処理場の周辺の方々へのご説明につきましては、今回の11月の臨時会、それから高槻市さんの12月の議会で、両市町ともに規約が可決されました後に、地元に対しましては今後の方向性とか、そういったことについて丁寧にご説明させていただく必要があるものと認識をしております。その中で、一定、今後の処理場の運転管理等がどういう形になるのかというの、あわせて自治会にはご説明をさせていただく必要があるのかなというふうに認識をいたしております。

それから、衛生化学処理場でたまたま携わっていただいている業者さんへの今後の対応についてのご説明でございますけれども、これらにつきましても、当然、これまでに今後の見通しということで説明はさせていただいておりますが、11月、それから12月、それぞれの両市町での規約の議決後に、今後の見通し等について、改めてご説明させていただく必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

岡田議員 1点、気になりますので、行政のほうに確認させていただきたいと思っております。

今、共産党の議員のほうから、東上牧のこの衛生化学処理場の土地の撤去後の跡地を譲与することは、このことに関しては自分達が言ってきた当事者というような発言がございましたが、このことに関しましてはね、島本町が自ら、東上牧のほうの住民の皆さんに長年お世話になったという、そういう感謝の気持ちから譲与するというようなことを行政のほうからお聞きしておりますが、これは共産党さんが言ってきた当事者ということは、共産党が言ってきたというように住民さんが間違えられますので……（「やめましょうよ」と呼ぶ者あり）……、この点はしっかりと答弁していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。確認です。

（「決算の大綱質疑の議事録を」と呼ぶ者あり）

総合政策部長 衛生化学処理場の跡地の譲与についてでございますが、この件につきましては、昨年、平成27年11月10日付けで高槻市長に対しまして、し尿処理事務委託の再協議の依頼書を町長のほうから市長に手渡しをいただいております。その中で、長年にわたって衛生化学処理場周辺の自治会の皆様方にはご理解とご協力を賜ってまいりました。そのことに対する本町の対応として、周辺の住民の皆様の公共の福祉に役立てていただきたいという思いで、町長のほうから文書の中にも記載をさせていただいておりますが、高槻市長にお話をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

外村議員 3点ほど、お伺いします。

第3条（経費の負担）についてですけれども、このワーキングでまとめられた資料に基づいて、ちょっと訊きますけど、初期経費イコール環境整備費だということで、初期経費については、今のところないというふうに考えていいのでしょうか。これについては、

もうここで決めるわけですから、明確にお答えいただきたい。

二つ目の運営経費につきましては、これは処理量が減っていけばお互いに減るわけですが、施設費のほうですね。施設費につきましては、当然、固定資産税以下、土地の評価額が下がらなければあまり下がらない。建物につきましては、確かに償却資産ということで評価が下がっていくに連れて下がるでしょうけども、この5年間見たらほとんど、少し下がりますけども、29年度では526万3千円要るということですが、この計算根拠を示してくださいということで申し上げたんですけど、なかなか言っただけじゃなかったんで、もう一度、改めて526万3千円が、こういう計算でこうなりましたというのを、ご説明いただきたい。特に施設費については比率ですから、お互いに減ったとしても比率が変わらなければ負担費は変わらないということですから、ちょっと大事な点だと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、収集運搬費についてはうちですけども、距離が延びるということで、現在、収集運搬費どれぐらいかかっている、委託後はどれぐらいのアップ料になるのか、どういう試算されているのか、試算をされていたら出してください。

3点目、いっぱい出てましたけども、私も9月号の広報見せてもらいまして、私はこの件については、7年間ほどの間紆余曲折があって、中間報告会が1回あっただけですから、その後、住民説明会は一切なしで、私も委員会等でたびたび説明会開くべきだと言っていましたけども、なかった。答弁では広報とホームページで説明している。しかし、この9月広報では4,362平米の土地を無償譲渡するということも書いてない。書いてないどころか、「跡地の利用方針については、高槻市と協議して公共の福祉に役立ていただくために取り組むこととしています」と。これは非常にわかりにくい。公共の福祉、両市町で福祉に使うのか、これもわからない、両市町で使うのかわかりません。ここはやっぱり、もう無償譲渡というのは依頼のときから決めているわけですから、なぜ、ここで無償譲渡しますということは書かなかったのか。広報というのは、やっぱりタイムリーな情報を正しく伝えるというのが使命であります。それが、こういう曖昧な回答をしている。これについては、今後適切な時期に広報するということですけども、じゃ具体的には、今日、ここで仮に議決されたとしたら、いつ頃される予定なのか、その辺をお答えください。

以上です。

総合政策部長 それでは、1点目の初期経費の要望についてでございますが、先ほど他の議員にもご答弁申し上げましたとおり、現時点で要望はいただいております。

それから、施設費の積算根拠についてでございますが、土地、そして建物の現在価値に、本町の処理量比と、高槻市における行政財産使用料の取り扱いを参考に設定された率を乗じて算出されたものでございます。具体的には、土地については評価額の0.25%×本町の処理量比×12ヵ月、建物につきましては評価額の0.5%×本町の処理量比×12

ヵ月という根拠でございます。

それから、住民の皆さんへの周知ということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、今後におきましても広報あるいはホームページなどを活用いたしまして、適切な時期に、適切な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 収集運搬にかかるお問い合わせでございます。平成 27 年度決算で、収集運搬については約 1,300 万円となっております。来年度以降、し尿処理事務の委託がかないました折には、運搬経路の延長等に伴って約 100 万円の増額を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

外村議員 施設費の計算についてはお答えいただきましたけども、だから、私としては土地の評価を幾らに置いたのか、建物の評価を幾らに置いたのか、その額をお訊きしておりますので、お答えください。

総合政策部長 具体的な額ということでございますが、土地の評価方法は路線価によるということで、路線価につきましては平米単価が 8 万 2,100 円でございます。それから建物の評価方法につきましては、固定資産税の課税対象となる償却資産の評価方法に準ずる方法ということでございます。建物の取得価格の合計は、29 億 3,740 万円とお聞きいたしております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 70 号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

まず、2015 年 11 月 10 日付け、本町からの事務委託の再協議の依頼（島政政第 391 号）に、同 19 日付け高槻市長名で「事務の委託の是非については、改めて高槻市・島本町広域行政勉強会において協議検討をさせていただきます」と回答（高戦政第 503 号）をいただくことができ、今日に至っていることにつきまして、濱田市長のご理解、ご決断に改めてお礼申し上げるとともに、同勉強会及び事務連携ワーキングにおける両市町職員の皆さんの協議、報告書の取りまとめへのご尽力、ご努力に敬意を表します。

合併の議論を含めた 2009 年からの協議を継承するものではなく、し尿の広域事務連携

の協議として再開されての第70号議案提案と、質疑・答弁において確認することもできました。また、共産党・河野議員の質問に答えての川口町長のご答弁には、胸を打たれるものもございました。

さて、島本町衛生化学処理場は、高槻市内にあるという特殊な事情を抱え、築年数約50年、耐用年数を遙かに超えた施設の老朽化は著しく、毎年、多額の費用をかけて維持管理・運営を行ってまいりました。しかしながら、し尿処理にかかる島本町の方針は二転三転、2003年、山崎地区での建設が検討されて以来15年、2009年12月11日付け「将来のまちづくり構想（広域による事務委託）」の依頼からも、すでに7年が経っています。周辺の環境対策には十分に努めてきたと認識していますが、今なお、東上牧自治会からの度重なる撤去要望にお応えすることができないでいます。

『第四次島本町総合計画基本計画』は、「老朽化に対応し、広域的なし尿処理について検討します」としています。紆余曲折を経て、2013年度に島本町し尿中間処理施設整備にかかる基礎調査計画書、同じし尿中間処理施設整備にかかる建設候補地選定調査報告書を策定。2015年3月策定の「生活排水処理基本計画」にも、「新たなし尿中間処理施設を本町内に建設する計画を進めています」と明記し、町域内での施設整備に向けて事務を進めてこられました。

しかしながら、人口規模3万人の島本町が、私の認識によるところの数字では、日量約7kℓのし尿と約1,500ℓの浄化槽汚泥処理のために、数億円単位の施設を新設するには本来無理があり、公共下水道の普及に伴い処理量が確実に減少していく中、やむを得ない状況とは言え、合理性を欠いた計画であったことは否定できません。

高槻市にご理解、ご協力いただき、広域連携による事務委託が実現すれば、高槻市・島本町双方に明確な利点があり、積年の複数課題も解決でき、将来を見据えた信頼関係を結ぶことができると、高槻市・島本町広域行政勉強会事務連携ワーキング報告書、「し尿処理の事務委託について」を拝読し、判断いたしました。また、度重なる東上牧周辺住民からの撤去要望にも応えることができ、解決に年月を要したことに対する島本町の誠意として跡地を譲与、活用していただく協議内容になっております。議論があった施設跡地の譲与については、両市町が将来的に相互の信頼関係を結ぶには最良の判断であると考えています。

島本町にとっては、億単位の施設新設費用の削減とともに、公共施設の再配置を行うにあたり、建設候補地であった住民ホール跡地活用が可能になるという大きな利点もございました。合理的かつ効率的な事務処理と施設運営によって、持続可能な経済効果も見込めます。一方、高槻クリーンセンター分室のある地元の環境整備、住民の皆さんのご理解とご協力に対する配慮については、高槻市の方針のもと、島本町が誠意を持って対応していただかなければなりません。このことは、職員の皆さんは十分に認識しておられると私たちは思っています。今回の事務委託に関して、実は、ここが最も重要ポイント

トです。

2010年3月には、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が『し尿処理広域化マニュアル』を策定、適正な処理を継続するためには、経済的要因、社会的要因のみならず、地球規模での環境課題も視野に入れた施設整備・運営が不可欠としています。し尿処理を取り巻く状況は、全国的に大きな転機を迎えています。し尿収集量の減少、浄化槽汚泥混入率の増加による処理能力の低下、施設の老朽化に伴う処理機能の低下、適正な設備運営に対する財源の減少など、多くの課題を抱え、現場の職員の皆さんは大変苦勞をされています。耐用年数を越えし尿処理施設の稼働は、地震などの自然災害による影響や、突発的な故障事故の発生も懸念されているところです。また、施設整備・運営に関する経済性の向上や地球温暖化防止対策への貢献が、社会的に要求されてもいます。

広域連携は、広く社会的に意義のあるものです。ですが、し尿に関わっては、経済的合理性や効率で判断できるものではありません。あくまでも島本町側の事情によって、高槻市にこの困難な課題への取り組みをお願いするものです。とりわけ高槻クリーンセンター分室の周辺の皆さんのご理解が不可欠です。ここが最も重要であると、私たち人びとの新しい歩みは考えます。この問題には2012年、識者を招いて、市民とともに検討を重ねて、私たちなりの報告書も作成しました。ここで私たちは多くのことを学びました。また、紆余曲折があった執行部と議会のあり方についても、大きな課題を残しました。多くのことを学べたと思います。経済性や効率性だけで、この問題を判断することはできません。まして、政治利用することはあってはならないことです。

最後になりましたが、事務連携に関わるこれまでの協議、まだまだ残された具体的な課題がたくさんあると思います。両市町執行部と議会が誠意と信念を持って取り組み、人と人の信頼関係を結ぶことが両市町の住民利益に繋がると、このことを信じて、人びとの新しい歩みの賛成の討論といたします。

以上です。

伊集院議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

本町の衛生化学処理場は約50年が経過し、老朽化が著しく、毎年、多額の費用を投入されているのが現状であります。少子高齢化時代に突入している中、将来的にはさらに人口が減少していくことは明らかであります。また、公共下水道の普及に伴い、両市町のし尿処理量は大幅に減少しており、今後もさらなる減少が見込まれております。

その中、高槻市行政におかれては再協議を受けていただき、種々の検討・協議を重ね、この規約案を上程できることに感謝と御礼を申し上げます。

近隣の自治会からは、長年にわたり撤去の要望をいただいております、本町にとっても大きな課題でありました。そして、本町の衛生化学処理場につきましては高槻市東上牧に所在し、近隣住民の皆様にはあたたかいご理解をいただいておりますが、協議が調べば早急に撤去、整地等を行い、高槻市へ譲与し、公共の福祉のために活用していただくことになり、高槻市にとっても課題解決に繋がることとなります。

効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、最後に高槻市行政、議会のご尽力を賜り、高槻市クリーンセンター分室近隣の皆様をはじめ市民の皆様のご理解を賜れることを願ひ、また我々もご理解賜れるよう努力してまいりますことを述べ、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

現島本町衛生化学処理場施設の設置場所は、高槻市東上牧にあります。本規約が成立し、今後、協定が締結された後、し尿処理事務を高槻市へ委託することとなりますが、第1に、高槻市にとっては長年の高槻市民からの要望であった現町施設の撤去により、住民福祉の増進によりやく繋がるものと推察いたします。

それ以上に、島本町にとっては高槻市に現業務を委託することにより、日常の施設管理、収集受け入れ、衛生化学処理業務、維持管理に費やす費用の軽減に繋がること。また小規模自治体としては、その平常業務に費やしてきた職員の労働時間、経験、技能を、他の分野に充てることができる。その費用対効果については、かねてからの試算などで説明をされています。

さらに、当初の第1候補地として示されていた島本町役場正面の住民ホール跡地の別途の利活用が可能となり、今後の島本町の公共施設再配置での視野が大きく広がることに繋がります。この点は、効果額には算定はされておられませんが、住民に対して、委託の必要性への説得力のあるものだと考えております。

広報しまもとでは十分に記されてこられなかった跡地の譲与について、それにかかる整地の設計や工事費用については今後明らかにされ、住民に広く広域行政の意義をはじめし尿処理事務に関わる高槻市との協議経過、高槻市はじめ関係者の並々ならぬ努力があったこと、その中で導き出した島本町の広域行政協議の教訓を住民にも深く伝え、職員、住民とも、次世代へ継承してもらうことが大変大切だと考えております。現町長、現町議会の任期中の適切な時期に、高槻市・島本町広域行政勉強会の中間報告説明会の開催によって、本解決に繋がった課題、そして新たに生まれる課題について、全町的な共有が必須であると考えています。

今後の協定書の締結、衛生化学処理場の跡地の整地や設計事務、撤去の時期等について、高槻市、高槻市民はもちろん、島本町議会への適宜報告、連携を怠らないように要

望を申し添えまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第70号議案、公明党を代表いたしまして賛成の討論をいたします。

平成27年11月10日、川口町長より高槻市長へ、高槻市と島本町におけるし尿処理事務委託の再協議を依頼されました。濱田市長より「協議検討をさせていただきます」との回答をいただいて以来、今日に至るまで、本日のように臨時議会が開催され、高槻と島本町のし尿処理及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する規約が議会に提出されましたことは、大変うれしく思っております。

特に、事務の委託に関する協議について、附則4「島本町は、前項に規定する撤去及び整地が完了した後、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第1号の規定に基づき、跡地を高槻市に譲与するものとする。」、この文言に関しまして、長年にわたり東上牧自治会さんには大変お世話になってまいりました。感謝の気持ちで、島本町から、撤去後、跡地を譲与するということは、近隣住民の皆様に使っていただくことだとお聞きいたしております。このことは、私たちは大いに評価いたしたいと思っております。

そして、最後になりますが、本日、「高槻市・島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議」の案件が提出されましたこと、このことは高槻市長様をはじめ、そして両市町の担当者の皆様へ感謝、そしてお礼を申し上げます。大変にご苦勞様でございました。そして、ありがとうございました。

このように、島本町は小さな自治体でございます。今後とも広域が大切になると思っておりますので、近隣自治体との信頼関係はしっかりと結んでいただきますよう最後に要望いたしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、討論をいたします。

島本町にとって、長年の懸案であったし尿処理及び浄化槽汚泥処理の問題が高槻市の好意により解決することは、まことに喜ばしいことと思っております。この事務委託を受け入れていただく高槻市に感謝しております。

以上により、私の賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について、賛成の討論します。

広域連携というのは、双方ウイン・ウインであることが理想であります。しかし、私、今回のし尿処理の事務につきましても、議員になった当初からの懸案の課題でございました。その間、私は高槻市以外の自治体に委託することもたびたび提案しました。しかし、紆余曲折がありまして現在に至った。特に、いったん断られて、本町に建設するこ

とを宣言しておきながら、改めてまた高槻にお願いする、非常に交渉事としてはまずい交渉をしたわけですけども、高槻市さんのご理解もいただいて、以来、ここに至ったということは、考えてみれば、私も反対する理由はございません。

しかし、本町としましては4,362平米、鑑定評価額では3億1,600万ですが、市場価格では5億から6億と言われている、この土地を無償譲渡するという大きな犠牲を払うことも事実であります。そのことを考えましたら非常に複雑な気持ちであります。ここまで来た以上、ぜひ広域連携して、ウイン・ウインで、今後、ああ、委託して良かったな、向こうも受けて良かったなと思ってもらえるような運営をしていただくようお願いしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして平成28年島本町議会11月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は12月13日、午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

(午前11時52分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第70号議案 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託
に関する協議について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年11月10日

島本町議会議長

署名議員（3番）

署名議員（9番）

平成28年島本町議会11月臨時会議の結果は次のとおりである。

| 事 件 番 号 | 件 名 | 結 果 |
|---------|---|----------------|
| 第70号議案 | 高槻市と島本町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託に関する協議について | 11月10日 原案可決 |